

令和5年第2回定例会（6月議会）  
建設部 提出資料（当日配付資料）

令和5年6月28日  
建設部

建設委員会  
【所管関係】

- |             |                          |     |   |
|-------------|--------------------------|-----|---|
| ○ 技 術 管 理 課 | 設計業務の入札手続きにおける事務ミスについて   | ・・・ | 1 |
| ○ 道 路 課     | 橋梁補修設計業務委託における事務ミスについて   | ・・・ | 3 |
| ○ 河 川 砂 防 課 | 砂防関係施設点検業務委託における事務ミスについて | ・・・ | 5 |

# 設計業務の入札手続きにおける事務ミスについて

技術管理課

## 1 概要

北秋田地域振興局が発注した設計業務2件において、総合評価の技術資料審査に当たり、評価項目「低入受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無」について、低入札受注の警告を受けていた落札候補者を減点せず技術評価点を算出したため、総合評価点の評価を誤り、本来契約すべき相手方とは別の入札参加者と契約締結していたことが判明した。

## 2 経緯

### 【業務①】

業務名	令和4年度(繰越) 橋梁耐震補強設計業務委託	・入札公告日 令和5年4月27日
委託箇所	国道103号 大館市立花(山田渡橋)	・技術資料提出期限日 同 5月17日
履行期限	令和5年11月17日まで	・契約日 同 6月1日
予定価格	19,063,000円	

### 【業務②】

業務名	令和4年度(繰越) 橋梁補修設計業務委託	・入札公告日 令和5年5月18日
委託箇所	国道105号 北秋田市阿仁前田(おか(道行沢橋おか))	・技術資料提出期限日 同 5月31日
履行期限	令和5年10月31日まで	・契約日 同 6月15日
予定価格	15,631,000円	

※6月22日に他地域振興局の入札契約担当者から、公表された入札契約結果についての問合せがあり、調査の結果、手続きに誤りがあったことが判明した。

## 3 今回発生事案の要因

- ・入札参加者から提出された技術資料の審査に際し、担当者が手引きに記載している「評価に関する運用事項」を確認せず、本来の措置対象期間である「直前1カ年度」を、「過去1年間」の措置対象期間であると思い込んでしまった。
- ・また、その後の担当班長の確認や部長、次長及び関係課長から成る入札審査会においても、当該事項に関する確認がなされていなかったことが要因と考えられる。

## 4 対応状況

当該業務については、既に契約が締結されているものの、いずれの内容も準備段階で業務が進んでいないことから、全入札参加者に事情を説明の上、現契約を解除し、改めて入札公告を実施する。

## 5 再発防止策

今回の事案を踏まえ、次のとおり再発防止策を講じる。

- ① 総合評価に係る審査事務の一連の流れを再度検証し、各々の段階における関係職員の役割分担の明確化と複数職員によるチェック体制の徹底を図る。
- ② 総合評価の「運用の手引き」を再点検し、分かりにくい表現や運用の検証を行うとともに、担当職員向けに、審査時のポイントや留意事項等を整理したチェックリストを新たに整備する。

## <参 考>

### ■「低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無」の運用

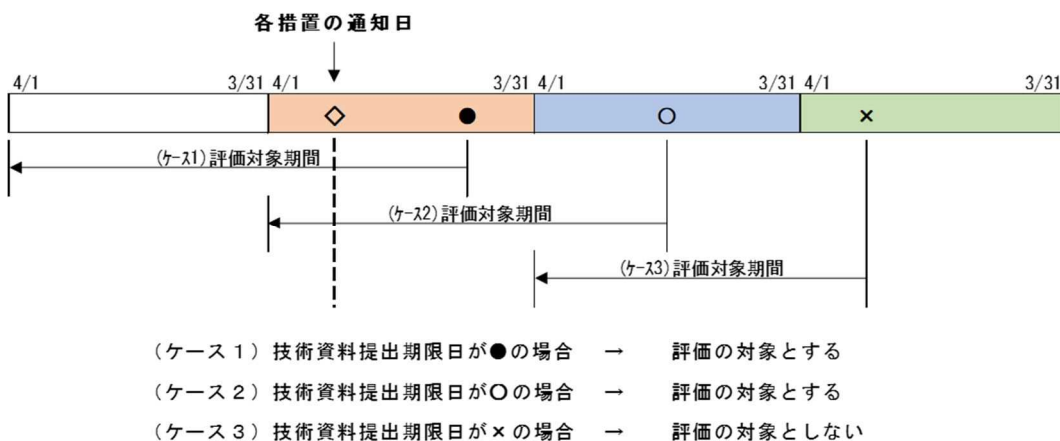
評価項目	評価基準	配点
過去1年間の「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の有無	・措置無し	0点
	・警告通知有り	-1点
	・指名差し控え又は指名停止有り	-2点

#### 【評価基準】

#### 【評価に関する運用事項】

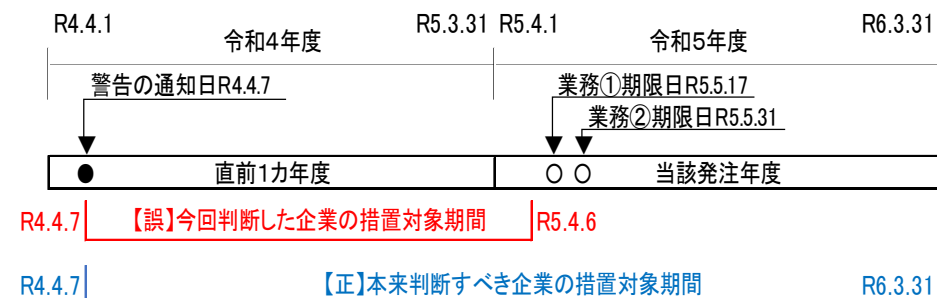
・「過去1年間」とは、直前1カ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に通知された警告等を対象とする。

#### 【評価期間（「過去1年間」）イメージ図】



### ■手続きの誤りのイメージ

#### 【手続きの誤りのイメージ】



# 橋梁補修設計業務委託における事務ミスについて

道 路 課

## 1 概 要

青森県境に位置する国道103号神田川橋において、青森・秋田両県による『国道の管理に関する協定書』に基づき、日常点検については青森県管理とし、改築・修繕等については、青森県の発議により、両県で協議を要することとされていたが、令和4年度末に、本県で橋梁補修設計業務委託を発注し契約した。

## 2 経 緯

- 平成23年3月：『国道の管理に関する協定書』を締結
- 平成28年：橋梁点検を実施
- 令和2年：橋梁点検を実施
- 令和5年2月：委託業務入札公告
- 3月16日：委託業務契約締結  
契約者；建設コンサルタント
- 3月22日：第1回委託業務打ち合わせ  
打ち合わせ後に、地域振興局建設部内で協定書の存在を覚知
- 4月6日：青森県へ問い合わせた結果、青森県で補修設計開始済みであることを覚知

## 3 今回発生事案の要因

- 平成23年3月の協定締結時に、締結担当（工務課）と橋梁補修事業担当（企画調査課）の意思疎通がとられていなかったことが想定される。
- 更に、協定締結後においても、地域振興局及び青森県との連携や情報共有が図られていなかった。
- 協定書の内容について、本庁と地域振興局との間で情報共有がなされていなかった。

## 4 対応状況

- 5月23日：委託契約の解除を通知し、その後、同日付けで相手先から損害賠償の請求はしないと記載がされた受領書の提出を受けた。
- 6月16日：青森県と『国道の管理に関する協定書』に基づき、「今後の設計及び工事は青森県で実施し、これにかかる費用は秋田県に求めない」と記載された協議文書を取り交わした。

## 5 再発防止策について

- 今回の事案発生後の4月14日に、県境に位置する橋梁・トンネル等の維持管理について、同様な事例が発生しないよう、協定書等の内容を再確認させるとともに、本庁との情報共有を図るよう指示した。
- 管理協定に基づく橋梁である旨、橋梁台帳に追記した。



# 神田川橋等の位置関係



# 砂防関係施設点検業務委託等における事務ミスについて

## 1 概要

仙北市田沢湖潟字大沢国有林にある大又沢川砂防堰堤において、令和4年度末に砂防堰堤改築詳細設計業務委託を契約したが、受注者から当該施設が県管理の砂防堰堤でない可能性があるとの報告を受け、令和5年5月25日再度確認したところ、当該施設を取り違え、治山堰堤を点検・調査していたことが判明した。

## 2 経緯

これまでの委託業務実績

工期	内容	対象額
～S45.7	大又沢川砂防堰堤完成	
H25.9.9 ～H26.3.13	砂防関係施設点検業務委託	160,000円
R3.8.30 ～R4.3.25	砂防関係施設点検業務委託	300,000円
R4.6.27 ～R4.12.2	地質調査業務委託	6,360,000円
R4.8.8 ～R5.3.3	地形測量業務委託	5,510,000円
R4.3.28 ～R5.3.24	流域調査、予備設計業務委託	10,300,000円
R5.3.27 ～R5.12.25	砂防堰堤改築詳細設計業務委託	5,747,500円

## 3 今回発生事案の要因

- 平成25年度に実施した砂防関係点検業務委託において、本来の砂防堰堤の位置と相違して記載された管内図を設計図書に添付したことが要因と考えられる。
- その後、当該業務成果の確認が不十分なまま、成果に記された誤った箇所での業務委託を行った。

## 4 対応状況

- 現在契約中の砂防堰堤改築詳細設計業務委託については、契約解除を予定している。
- 完了済みの業務委託については、受注者と発注者双方から当時の業務の進め方について確認中である。

## 5 再発防止策について

- 各地域振興局建設部に対し、所管する砂防堰堤の位置が、管内図や砂防GIS（地図情報）に適切に反映されているか確認するよう指示した。
- 確実に現場確認ができるよう、銘板のない砂防堰堤については、今後、銘板の設置を行うものとする。
- 成果品については、その内容について十分確認を行う。



# 周辺箇所図

